

# 平成16年第1回教育委員会記録

平成16年1月14日(水)

---

杉並区教育委員会

愛國愛民愛勞動 | 愛學 | 愛平

(木) 日 | 月 | 年 | 歲

愛國愛民愛勞動

## 教育委員会記録

水 目

日 時	平成16年1月14日(水) 午後2時2分～午後3時2分	
場 所	教育委員会室	
出席委員	委員長 丸田 頼一	委員 長 大藏 雄之助 職務代理者 安本 ゆみ
	委員 官坂 公夫	委員 安本 ゆみ
	教育長 納富 善朗	
欠席委員	(なし)	
出席説明員	事務局次長 佐藤 博 継	庶務課長 和田 義 広
	学校運営課長 佐野 宗 昭	学務課長 井口 順 司
	指導室長 松岡 敬 明	中央図書館長 倉田 征 壽
	社会教育 スポーツ課長 武笠 茂	中央図書館 次長 杉田 治
事務局職員	庶務係長 小今井 七 洋	法規担当係長 石井 康 宏
	担当書記 野澤 雅 己	
傍聴者数	4 名	

### 会議に付した事件

#### (報告事項)

- (1) 杉並区立学校適正規模検討委員会答申について
- (2) 学校の安全衛生について
- (3) 平成16年度新入学予定者への就学通知書発送状況
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (5) 杉並区中学校対抗駅伝大会 and ファミリー駅伝大会2003の結果について
- (6) 平成14年度杉並区個別外部監査への対応について
- (7) 中央図書館の通年開館の実施及び地域図書館の休館日の見直しについて

目 次

杉並区教育委員会

会議録署名委員の指名 3日

報告事項

(1) 杉並区立学校適正規模検討委員会答申について 3日

(2) 学校の安全衛生について 7

(3) 平成16年度新入学予定者への就学通知書発送状況 8

(4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧 10

(5) 杉並区中学校対抗駅伝大会 and  
ファミリー駅伝大会2003の結果について 11

(6) 平成14年度杉並区個別外部監査への対応について 11

(7) 中央図書館の通年開館の実施及び地域図書館  
の休館日の見直しについて 14

委員長 ただいまから第1回教育委員会定例会を開催させていただきます。

② 本日の議事録の署名委員は宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内いたしましたとおり、報告事項が7件となっておりますので、はるしくお願いいたします。

それでは、日程第15、報告聴取に入ります。第1番目として「杉並区立学校適正規模検討委員会答申について」、庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 「杉並区立学校適正規模検討委員会の答申について」、ご報告させていただきます。A4の資料1枚と、答申本文をご用意させていただいております。すでに答申につきましては、1月に答申をいただいた後、すぐ委員の方々にお送りさせていただきましたので、簡潔に説明させていただきます。

I「経過」ですが、本委員会の設置につきましては、平成14年7月10日の委員会で報告したとおりですので、簡単にその後の経過を記載させていただきました。平成14年8月28日に第1回を持ちまして、以降8回検討しまして、適正規模についての検討をまとめたということです。

II「答申書概要」ですが、1「はじめに」ということで、本文は1ページから2ページになります。検討委員会の設置の経過、検討方針等についてまとめてあります。本文の1ページをご覧ください。

いただきたいのですが、「具体的な学校の統廃合は結論付けないという立場で、子供たちの学びがより豊かになり、楽しい学校生活を送ることができる学校教育環境のあり方を検討するという基本的な考え方に基づき、次の方針を定めた。」というように検討し、(1)(2)という基本方針のもとで検討を進めたということを記載してあります。

また1枚の資料に戻っていただきまして、2「杉並区の現状と課題」です。こちらのほうは3ページから9ページということで、項目だけ申し上げますと、(1)「児童・生徒、学級数の減少」、(2)「学校規模」、(3)「小規模校及び大規模校について」、(4)「学校運営組織の実態」、(5)「通学区域について」、(6)「施設整備・維持運営の実態」を述べてあります。

それから、3「杉並区立学校における適正規模」ということで、10ページから11ページに記載してあります。小学校の学級数は、「12学級以上、18学級以下」、中学校の学級数は「9学級以上、12学級以下」、小学校の1学年あたりの学級数は「2から3学級」、中学校の1学年あたりの学級数は「3から4学級」が望ましいと。合わせて学級規模については、「多様な学びを提供する観点から、1学級の人数を柔軟に考えていくべき」という答申をいただいております。

次に4「教育環境の整備方針の考え方」ですが、これは本文の12～14ページに記載してあります。「今を生き、未来を生きる子供たちに豊かな教育環境を『創る』ことは大人の責務である」と

いう考え方に基つきまして、「適正規模を検討する中で、子供の主体的・自立的な学びを保障する教育環境の整備について、次のような多角的な意見や論点が出された。」ということで、①～⑤の意見がございまして、「今後教育環境を整備していく際に留意すべき考え方を、次のようにまとめた。」ということです。こちらにつきましては、12～14 ページですが、「教育環境の整備方針の考え方」ということで、意見や論点として、ここに記載の5項目をまとめさせていただきました。これらを踏まえまして、まず、1 『『学びの場』としての学校』という所につきましては、「子供の思考や探求の方法をそれぞれ豊かに形成すること、主体的に学んでいく能力を育成することを目指していかなければならない。」ということで、環境整備について以下の提言をいただいております。

13 ページの(2)は、「集団生活の場としての学校」ということで、こちらにつきましては、「仲間と交流できる場や思い出の場となる『居場所』とすることが重要である」ということで、記載のとりの提案をいただいております。

(3)は、「地域の人々とのかかわりの場としての学校」ということで、「生活から学校を孤立させずに『かかわり』『つながり』を重視した学びの場が不可欠である」ということで、以下の提言をいただいております。ここに記載してある 13 ページの下から2行目、「今後想定される仕組みを活用し」というようなことにつきましては、国等で検討されている今後の新しい仕組みということとで考えているものです。

14 ページの(4)「これからの学校施設建築」についてということで、「一方的な知識伝達を行う空間から脱却し、遊びや生活経験、社会経験などを通じて、子どもたちが自律的に学ぶことを促す質の高い学校にする必要がある。」ということで、以下3点の提言をいただいております。この中で、最後の所ですが、「幼小連携教育」という中で、「小学校施設に幼稚園を併設することを検討していく」といったような提言もいただいております。

次に、(5)「教員配置及び校務分掌について」ということで、「弾力的な教職員定数配当や学校規模に応じた校務分掌により、それぞれの学校に最も適した運営をすることが必要である。」といったことで、以下の提言をいただいております。

続けて本文の所で説明させていただきます。5 「今後の推進に向けて」ということで、こういった提言をまとめたということを受けまして、15 ページの真ん中の段落ですが、「杉並区の教育を取り巻く現状、将来の児童・生徒数の減少、校舎の老朽改築の負担を考えると、杉並区においても学校の適正配置、通学区域の見直しが必要と考えられる。今後の方針策定に当たっては、本検討委員会の答申を踏まえ、児童・生徒数の将来推計、学校の特色・教育活動の現状、地域性、老朽改築計画との整合性など十分に考慮し、多角的に検討することを求めるものである」といった

形で提言をいただいております。

。ままりはこもこも

最初の1枚の資料にお戻りいただきまして、Ⅲ「今後の日程」ですが、今日本委員会に答申を受け取った旨、報告させていただきました。それから、今後文教委員会に報告するとともに、一般には「広報すぎなみ」等で周知していくとを考えております。ただし、すでに答申をいただきまして、答申文を学校、PTA等に配るとともに、区議会議員全員に配っております。

それから、図書館等で閲覧できるという状況を整えております。これらに基づきまして、この3月までには、先ほど言った適正配置見直し等について、基本方針を策定し、4月以降、具体化計画の策定を着手していくといった日程で考えているものです。答申についての報告は以上です。

委員長 きては、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

安本委員 適正配置と通学区域の見直しが必要ということですが、これは全区的に通学区域を見直すということになるのでしょうか。

庶務課長 これは適正規模という答申が出ましたので、これを踏まえて、区全体の中で考えていくということですが、現実はどういった形になっていくかというのは、その具体化の中で決めていくということになります。ちよつとわかりにくいかうたかもしれませんが、全体で適正規模というものが出ましたから、これを踏まえて、先ほど言いました、いろいろ留意すべき事項等を勘案しながら、どれだけの学校数が必要になってくるかという中で、通学区域も一緒に見直ししていくということになってくるのですが、その配置計画によって、どこがどういふふうになっていくかという具体的な所になってくるという話です。

安本委員 つまり適正な規模で適正に学校を配置するというふうにとっていいわけですか。

庶務課長 これからの検討では、こういった答申を踏まえて、適正規模で一律という話にもなかなかいかない。小規模校をどうしていくかとか、あるいはいろいろ幼小連携をにらんだ学校をどう残していくかとか、いろいろなことが出てくると思うのです。いずれにしても、これを踏まえまして、全体として、どういった学校がどのくらい必要かというようなことをやって、その中で、当然、統廃合の手法にもかかわってくるのですが、あるいは、統廃合という形で整理することではなくて、通学区域だけを見直して、その学校が残るとか、いろいろなことが出てくると思うのです。それらがこれから検討されるということなのです。

宮坂委員 これは、小中一貫校は全然別の問題ですね。この中に関連して考えていきますか。

庶務課長 そういった留意すべき事項をいろいろ考えることをこれから基本方針の中で定めて、その方針に基づいて先ほど言いました具体化をどうするかということになってくるのです。

宮坂委員 それも含めて。

庶務課長 はい、そういう手順になってきます。いろいろなことを考慮していかなければいけない

ということになります。

委員長 ほかにありますか。では、私から1点だけ申し上げたいのですが、大変難しい問題をうまくまとめられたというふうに思います。これは大変だったと思います。ですから、このタイトルなども、かなり難しいタイトルですよ。『望ましい学校規模』とか、いま問題になったような『適正規模』とかいう言葉がどういう言葉なのかというのは難しいし、その辺で随分議論されたのではないかと思います。今後の推進に向けてというときに、参考にしていただければいいのですが、資料としては載っているのですが、学校の敷地面積だとか校庭の規模だとか、校庭の規模は入っていなかったけれども、敷地の規模だと入っているのです。いろいろ今後の理想的な学校というものを考えていた場合に、ここで中心になって書かれているような学級数だとか、1学級あたりの人数だとか、建物だとか、そういうものだけではなくて、学校の環境というのはどうあるべきかと。ですから環境というのは、校庭を含めた格好で、どういうふうにそれを受け止めていったらいいのが、考えていくのか。ある場合には、狭すぎて、その周囲を買って広くしろと私の所に言って来られる方もいらっしゃるぐらいなのです。学校のあの校庭では狭すぎると。それで、今後は多目的な活用というのが考えられるし、学校だけではなくて、コミュニティとして学校を位置づけるのだしたら、理想的なものを考える場合、学校の校庭というものはどうあるべきなのかということも、学校の建物と同様に考えていかなければいけないと思うのです。その辺の考察というのがちょっと書かれてなかったので、今後そういったことも合わせて勘案されていったらと思います。1点がそれです。

2点目は、小澤さんは専門で、よく知っている学芸大の方なのですが、いわゆる学校の通学圏とか、サービスの範囲というものをどうするのかというのは、1920年代に、1つの決められた形とか、誘致距離とか誘致圏とか、そういうふうな言葉のサービス範囲というものが、学校についても世界的に議論された時期があるのです。そういう都市計画論的な話もあるし、それが、杉並においてどういうふうにあるべきなのか、あまり遠くなっちゃいけないと、文学的な用語では書いてあったと思うのです。それがどのくらいの範囲の中に納まっているのが望ましいのかと、学校というものを公共財として考えていった場合には、一応ベースとしてやはりその辺も絡めて考えておくことが今後大事ではないかなと思うのです。子供にとって物理的な距離というものは、肉体的なそういうもので限られたものになって出てきますし、『乳母車生活圏』とか『徒歩生活圏』とか、そういう用語で表されるように、範囲というものもできるだけそれに準じた形で、考え方とすれば、原則置いておいたほうがいいのかと思います。その辺、今後の課題で参考にしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。



**大蔵委員** 私は今日は、この報告書を受け取ったということだけなので、その報告だと思っております。中身やいろいろなことについては、基本方針策定というのが3月の所に出ておりますので、当然討議されると思って、私は今日は言わないつもりでいたのですけれども、いくつか皆さんおっしゃいましたので、私も一言言っておきます。学級数が書いてありますけれども、現在学級数は40人を単位として考えているわけですね。しかし、ここでも出ましたけれども、前から杉並区では、もう少し少なくしたほうがいいのかという考え方があります。それで、その追加のお金を払えば、杉並区が支出すれば、クラスを小さくすることがいまできるわけですね。だから、そういうふうになろうというふうになっています。学級数だけで書いてありますけれども、その学級は、当然40人を基本の単位として考えられていっていると思いますが、私はもっと小さい学級であり得ると。そうすると、例えば40人で1クラスというものが、実は2クラスになることもあり得ると思うのです。そういうことも考えて、将来子供のためにどうするのがいいかということを組み込まなければならぬだろうと。だから、一概に文部科学省が基本として決めているような40人をマキシマムとして考えているのではないことも、私たちは討議しなければならないだろうと。しかし、それは当然予算を伴いますから、区長部局等との調整が必要ですね。一言それを申し上げておきます。

**委員長** ほかにありませんか。よろしいですか。では、次に進めさせていただきます。

2番目に「学校の安全衛生について」、学校運営課長からお願いいたします。

**学校運営課長** 「学校の安全衛生について」ご報告いたします。お手元の資料をご覧くださいと思います。まず、「室内空気中化学物質濃度検査の結果について」ご報告いたします。今回の検査は、夏休み前に実施いたしました7校を除いた全校を対象に、昨年11月に実施したものです。これによりますと、基準値を超過した教室が、ホルムアルデヒドで3教室、トルエンで4教室、キシレンはすべて基準値以内、パラジクロロベンゼンで2教室といったような結果でした。超過した教室につきましては、ホルムアルデヒドにつきましては基準値をわずかに超えた程度の状況でしたので、冬休みも含めまして、換気の徹底を学校に指導してきました。また、その他の化学物質につきましては、検査直前に、例えば美術の授業でニス塗りの作業を行った、そういったような作業を行い、なおかつ、作品を教室内に大量に保管していたといったような状況があったと、あるいは、トイレの芳香剤がパラジクロロベンゼンを含んだものを使用してしまったといったような状況がありまして、ほとんどの教室がその原因を特定できておりますので、3学期の開始前に、すべての換気の徹底に加えまして、これらの原因除去の指導をしてきました。

その上で、去る1月6日と7日の両日で、対象教室を中心に再検査を実施いたしました。検査結果はまだ検査機関から出ておりませんが、万一、再度基準を超過するようなことがあ

ば、教室の一時使用中止といったような措置と合わせまして、原因究明、また再検査などを実施いたしまして、合わせて換気扇の設置などの必要な対策も検討していきたいと考えております。

続きまして、裏面の「学校安全衛生委員会の設置について」ご報告いたします。区立学校の安全衛生管理体制につきましては、平成14年4月に、各学校に衛生推進者を設置し、また、平成15年12月10日の前回教育委員会においてご決定いただきました「学校安全衛生委員会設置規程」に基づきまして、同月26日に第1回の委員会を開催いたしました。なお、「学校安全衛生委員会」の概要につきましては、設置規程をご審議いただいた際にご説明をさせていただいておりますので、割愛させていただきます。

第1回委員会では、平成15年度職員健康診断の結果についての報告を行った後、今後の検討課題と部会の設置について、審議決定をさせていただいております。まず、今後の検討課題についてですが、健康診断、また健康相談、特にメンタルヘルスの充実といったような項目、また、産業医の設置、あと、執務スペースや休憩室、分煙など、そういった執務環境の整備の問題、また、セクシャルハラスメント対策などにつきまして、議題として今後取り上げ、検討していくということにしております。

次に部会の設置としては、これまで区長部局での「安全衛生委員会」の部会としまして設置されておりました「学校給食場部会」といったような部会があります。この部会を「学校安全衛生委員会」の部会として、区長部局から移管して設置をすることとしております。

最後に、第2回の委員会につきましては、平成15年度中に開催する予定でおります。私からは以上です。

委員長 ご質問やご意見がありましたらお願いします。

特にありませんか。ないようですので、この件につきましては承ったことにいたします。

では、次に3点目「平成16年度新入学予定者への就学通知書発送状況について」、学務課長からお願いします。

学務課長 「平成16年度新入学予定者への就学通知書の発送状況について」ご報告をさせていただきます。資料をご覧くださいと思います。就学事務手続につきましては、学校教育法あるいは施行令に基づき手続を進めさせていただいているところですが、その手続として、初めに学齢簿の編成というのを10月に行いまして、それから、就学前の健康診断、あるいは今回の就学通知。今回の就学通知をもって、どこの学校へ行ってくださいということが決まるわけですが、それを踏まえた上での指定校の変更、あるいは区域外就学、あるいは国・私立への流出等々ありまして、4月に正式な入学者数が決定するという流れになっています。

そういう中で、今回の発送数ですが、資料の発送対象者数の合計に示されておりますように、

小学校で 2,860 名、中学校で 3,192 名へ発送をしたところです。その内訳として、ちょうど細かな所も書いてありますけれども、例えば外国人の就学申請者が、小学校であれば 15 名、中学校であれば 19 名、そういった内訳です。

この 3 年間、学校希望制度をやってきたところですが、今回の発送先は、新しい希望制度に則った学校への就学通知という形で送らせていただいているところでした。記載のような数、小学校で申し上げれば、約 16%、中学校で申し上げれば、約 19%の方々には希望校への就学通知という形で送らせていただいているところです。なお、今回就学通知を発送しなかった方ということで、参考までに下のほうに書いてありますけれども、例えばすでに国・私立への入学届が出されている方、あるいは他区への就学届を済ませている方、例えば障害をお持ちのお子さんで就学相談をされており、今後養護学校等の入学等の可能性がある方等々が、発送対象外、あるいは発送を保留しているということで、記載のような数値になっています。私からの報告は以上です。

**委員長** ご質問やご意見がありましたらお願いします。

**宮坂委員** 分かれば結構ですが、昨年と比べて、何パーセントぐらいなのか。大体の数字で結構です。それと、もう一つ、「就学申請者(特別入学)」というのがありますが、これはどういうケースですか。

**学務課長** まず先に「就学申請者(特別入学)」というものですが、これは住民登録がないのですけれども、実際に住んでいるということです。この方が実際そうだということではなく、1つの事例で申し上げますと、例えばサラ金業者の方から追われているとか、そういう理由で、なかなか住民登録ができないような状況の方ということです。

それから、昨年度との比較ですが、微減ということです。これはこの 2、3 年間の中でも同様ですが、昨年よりも小学校で 30 名減、中学校で約 50 名減といった傾向です。

申し上げ漏れてしまったのですが、資料の中で誤字がありまして、発送対象者数合計から 2 段下の「就学時健診未受診者」の「受診」の「診」が「信」になっていますが、健康診断ですので、「診」です。同じく、学校希望制度の申請制度の内訳の 2 段目にも、同様の間違いがありました。

お詫びして訂正させていただきます。

**委員長** ほかにありませんか。よろしいですか。特にないようですので、この件については承ったということにいたします。

次に進めさせていただきます。4 番目が「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、5 番目の「杉並区中学校対抗駅伝大会&ファミリー駅伝大会 2003 の結果について」、6 番目が「平成 14 年度杉並区個別外部監査への対応について」、社会教育スポーツ課長関連は 3 件ありますので、説明のほうは一括してお願いします。

社会教育スポーツ課長 まず1件目「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、報告をさせていただきます。お手元の資料をご覧くださいと思います。平成15年12月分ということで、表がありますが、恐れ入ります、訂正があります。定例の件数、社会教育スポーツ課、「16件」とありますが、これは「14件」であります。それと新規のほう「4件」が、「6件」ということで、新規2件が漏れておりましたので、新規6件、定例14件。下の12月分の合計の所も、定例が「19」とありますのを「17」、新規「8」とありますのを「10」というふうに訂正いただきたいと思います。したがって、累計の所も、当月までの「302件」の定例の分、これが「300」、新規「68」が「70」ということで、ご訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

それでは新規につきまして、ご説明を申し上げます。1ページ目のNo.1、新規共催事業で、和田中学校で行います土曜日学校ですが、これは教科の補習というようなことで行うものです。1月10日から3月いっぱいという日程で行います。それからNo.2、新規後援。これは杉並区スキー連盟が行います「週末スキー&スノーボード菅平教室」ということで、菅平高原で行う教室です。それからNo.3、新規後援。これは保健福祉部管理課、杉並区の知的障害の育成会が共催して行うものです。これに対して、教育委員会は、後援という形で実施するものです。新春対談とコンサート—誰にもやさしいまちをめざして—というテーマで、区立井荻中学校の多目的会議室と体育館で1月11日実施でした。それからNo.4が、新規後援。社団法人日本児童演劇協会が行います、平成15年度の「児童青少年演劇優秀舞台公演」に関しての後援ということで、児童・青少年のための演劇を紹介するというものです。国立オリンピック記念青少年総合センターの小ホールで、2月21日に行うというものです。それからNo.14とNo.15が、新規になったものです。No.14が新規後援で、チェルノブイリ子ども基金が行います「チェルノブイリ18周年救済コンサート」ということで、チェルノブイリの子供たちを中心にして、いろいろな救援に必要なチャリティー等を行うというコンサートです。セッション杉並で、4月25日の予定です。それからNo.15、これも新規の後援です。「3rd アニメーションフェスティバル in 杉並」ということで、セッション杉並で行うものです。

裏側をめくっていただきますと、社会教育センターで受け付けたものですが、No.1とNo.2、これは新規共催で、松溪中学校と桃二小学校のPTAがそれぞれ行います家庭学級です。No.1の松溪中学校のほうは、「情操教育を趣旨とする演奏会」というような形で行うものです。それから、桃二小のほうの桃友会ですけれども、こちらは防犯活動等の授業の内容を通じて、家庭学級を行っているというものです。

3ページ目、これは庶務課で承認したものです。No.1、新規後援。特定非営利活動法人チャイルドライン支援センターが行います「チャイルドライン東京キャンペーン」ということで、教育

その他の相談に関する事業ということですが、それから、4ページ目のNo.1、「これは指導室の新規後援です。東京都中学校社会科教育研究会が行います「第22回関東ブロック中学校社会科教育研究大会東京大会」ということで、セッション杉並で6月25日に行うものです。共催・後援名義使用承認報告については以上です。

続きまして、「杉並区中学校対抗駅伝大会&ファミリー駅伝大会の結果について」です。平成15年12月14日に開催しました行事です。委員の方々には、お寒いところ、お忙しいところ、お出でいただきましてありがとうございました。

まず結果ですが、中学校対抗駅伝の部につきましては、参加校が、男子24校、女子22校ということで、公立の中学校につきましては、23校全校が今回参加したということです。男子1校出場ができなかった。女子のほうは3校ということですが、全体として見ると、23校が参加した大会になりました。

成績については記載のとおりです。2チーム出しているところ等ありますが、それぞれ最後まで走り切っていただいたということです。特に女子の部につきましては、1位の西宮Aにつきましては、35分24秒という大会新記録で、いままでいちばんいい記録であったということです。裏側に区間賞があります。男子の部、女子の部です。

それから、同時に行いましたファミリー駅伝の部につきましては、22チーム参加ということで、最低年齢4歳から最高年齢67歳の方まで入って、それぞれファミリーというところで走っていただいたということです。昨年は10チームでしたので、2倍以上の参加になってきたということで、このファミリー駅伝についても、盛況なうちに実施ができたというふうに思っております。以上が中学校対抗駅伝とファミリー駅伝の結果についての報告です。

最後にもう1つ、「平成14年度杉並区個別外部監査への対応について」です。お手元の資料をご覧くださいと思います。この個別外部監査につきましては、杉並区財団法人スポーツ振興財団に対して行われたわけですが、この外部監査で指摘された事項というのは、かなり広範にわたっておりました。そのため財団独自では対応が困難であるというために、区のほうの行革本部会のもとに外部監査対応部会を設置し、検討を重ねてきたということです。この度、対応策をまとめたものが出されましたので、教育委員会においてご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、外部監査指摘事項についての対応策の1点目ですが、「経営評価について」。これは指摘事項の中で補助金により実施する事業、それから、管理運営など受託金によって実施する事業、こういったものの中に人件費等が含まれてないというようなことで、財団の事業の効率というものをご適正に評価できる、そういった形に改善することが必要ではないかというような指摘があり

ました。これにつきましては、指摘された内容等を踏まえまして、補助金により実施する事業と受託金により実施する事業、これを人件費も含めた上で区分して、それぞれ評価していくということにしたものです。また、施設管理業務の評価、これも民間企業との比較もできるような形で、評価基準を改善するというものです。

2点目、「財団の運営形態について」。これにつきましては指摘事項の中に、財団の事業が不効率ではないか、また、責任の所在が不明確になっていないか。これは区のほうで従前全額補填をしていくというようなことがありましたので、財団としての責任の所在が明確になっていないのではないかというようなご指摘でした。これにつきましては、定額補助制度等を有効に活用していくというようなことで、今回出しました対応策によって、自主的、効率的な運営を推進していただくということで、その効率性等につきましては、所管課において公社の経営評価等を活用して、常に点検を行い、必要があれば対応していくということです。

3点目は、「区と財団の役割の明確化について」ということです。区と財団の役割がわかりにくく、重複している部分があるというような指摘がありまして、この点につきましては、例えば広報等につきましても、財団で広報しているものと、区で広報しているものがある。その辺りで重複等があるので、整理が必要ではないかというようなことでした。

基本方針、それから長期計画等につきましては、区が行う。財団につきましては、具体的事業の企画・実施を行っていく。これは、現行そういった形で行っておりますけれども、そういった形で今後とも続けていく。また、財団の役割につきましては、スポーツ振興計画等の中で、これは今後社会教育分野で作っていく計画ですけれども、その中で、改めてその位置づけ等を明確にしていくということで対応していきたいということです。

4点目、「区からの委託金、補助金、利用料等について」の部分ですが、委託金、補助金の対象範囲が明確でないというような指摘がありました。また、利用料等につきましては、平成9年以降、見直しがされていないということがありまして、見直しすべき時期にきているのではないかなというような指摘がありました。この点につきましては、まず、補助金対象事業、それから委託しているもの、これにつきましては区分を明確にして、補助金等については補助金等見直し部会、これが区の行革本部会の下に設けられていますので、この中で、補助金等につきましては、区の全体的な視野から検討をして、平成16年度中に結論を得ることとするというものです。それから、施設運営にかかる委託金につきましても、補助金との関連がありますので、この指摘事項を踏まえて、一体的に検討をしていきたいということです。また、定額補助制度につきましては、財団の自主的、自立的運営の促進という点から徹底をしていくというふうにしたものです。

利用料金につきましては、これも区において、区全体の公の施設の使用料のあり方、この中で

検討していくということです。その他、入札方法の見直しについてご指摘がありましたけれども、これにつきましては、見積もり方法、仕様書等の改善、参加業者の拡大の工夫などを財団で検討するように求めるということです。

5点目は、「派遣制度、財団の人事制度」ですが、派遣制度につきましては、区との協定に基づいて、原則3年ということがあります。この点について指摘事項の中では、長期的視点に立った人材育成というのが行いにくいのではないかなというような指摘がありました。それから、財団の人事制度につきましては、固有職員の処遇などについて、いくつか指摘された事項がありました。もともと財団の人事制度につきましては、区の制度にならって作られていると。また、区との関係も密接にあるということで、なかなか財団だけでは判断ができない部分がありますけれども、ローテーションの工夫であるとか、そういう勤務体制の改善、それから、施設長の採用基準、固有職員の昇任基準、それから、専門職員の配置等につきまして、可能な範囲で財団独自に対応するように財団に求めるというものです。

それから、6点目は「その他」としまして、駐車場の利用料金につきましてもご指摘がありましたけれども、これにつきましては、4の利用料金と同じく、区全体において考えていくべきものということで、使用料のあり方の中で検討していきたいということです。

以上、今回の外部監査の指摘事項への対応というのは、かなり多くの部分が区の取り組みによるということが大きいわけですが、財団が独自に取り組めるものにつきまして、努力を要請していくということです。また、昨年度、自治法が改正されて、「指定管理者制度」が創設されました。これによって、財団が区立スポーツ施設の運営を行っていくためには、平成18年9月にこの制度への移行が完全にされますので、それまでに、民間企業と同等の効率的施設運営を達成するということが求められているということを財団のほうにも伝えていきたいというふうに思っております。今回の外部監査を契機にしまして、財団で、事業・組織運営の効率化を推進して、経営体質の強化に取り組むことを望む内容になっております。私からは以上です。

委員長 では、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

特にありませんか。いま説明されたような対応策というのは、今後どこに発表されるのですか。  
社会教育スポーツ課長 今後区議会の文教委員会に報告しまして、その後、区の外部評価委員会、それから、監査事務局等に報告しまして、その後、ここにありますように、行革本部会のものそれぞれの部会等で、所管の部分につきましては検討していく。そのほか、教育委員会と財団の中で、改善できる部分については順次進めるという形で進めていく予定です。

委員長 すいません、いま6番目から質問してしまいましたので戻りまして、4番目の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」のことで、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。では4番目は承ったことにします。  
次に5番目の「杉並区中学校対抗駅伝大会&ファミリー駅伝大会2003の結果について」はいかがですか。

よろしいですか。特にご意見がないようでしたら、6番目についても先ほど説明された手続でよろしくお願いいたします。

では最後に「中央図書館の通年開館の実施及び地域図書館の休館日の見直しについて」、中央図書館次長からお願いいたします。

**中央図書館次長** 「中央図書館の通年開館の実施及び地域図書館の休館日の見直しについて」ご報告申し上げます。まず中央図書館のほうですが、毎週月曜日の定例休館日を廃止しまして、原則通年開館とする。ただし、施設の維持管理やコンピュータのメンテナンス等の必要から、月2日の休館日を設けます。また、地域図書館につきましては、毎週月曜日の定例休館日を見直し、月曜日と金曜日の5館ずつの2グループ休館日別に分ける。なお、実施につきましては、平成16年4月から予定しております。

その中身としては、まず、中央図書館のほうは月2日の休館日を設けますけれども、これは毎月第1木曜日と第3木曜日です。第1木曜日のほうは、館内整理日として、職員は出勤しますが休館日とする。第3木曜日のほうは、職員も出勤しない完全な休館日となります。第1、第3木曜日が祝日と重なったときには開館をし、翌日金曜日が休館ということになります。

それから地域図書館のほうですが、5館ずつの2グループに分けます。まず、柿木、高円寺、阿佐谷、南荻窪、高井戸図書館につきましては、現行どおり毎週月曜日が定例休館日となります。それから第3木曜日ですが、これも現行と同じで、館内整理として休館となります。なお、祝日と重なったときには開館し、翌日が休館日というふうになり現行と同じです。もう1つのグループの永福、宮前、成田、西荻、下井草図書館につきましては、毎週金曜日を定例休館日とします。もう1日は、他の館と同様第3木曜日が館内整理として休館日となります。なお、祝日と重なったときには開館し、前日が休館というふうになります。なお、平成16年度につきましては、第3木曜日が祝日と重なる日は、実質上ありません。

平成16年度はこういう形で実施するわけですが、地域図書館につきましては、暫定的なものというふうに考えております。平成17年度を目途に進めておりますけれども、全館、中央図書館と同様、原則通年開館とする予定です。

周知方法につきましては、「広報すぎなみ」、杉並区の公式ホームページ、図書館のホームページ、さらにチラシとかポスターを図書館や区民センターに掲示する予定です。以上です。

**委員長** ご質問やご意見がありましたらお願いします。



**宮坂委員** ちょっと参考までに、この休日の決め方というのは、何か基準があるのですか。例えば第3木曜日は、全部の図書館が休みですかね。この日はこちらの図書館が休みだからこちらを開けるとか、そういう配慮は特にされなかったのですか。

**中央図書館次長** 現行では、定例休館日が月曜日と第3木曜日というふうになっておりまして、定例休館日の月曜日のほうは見直しを行ったのですけれども、第3木曜日のほうは、全館的に休みにしないと、いろいろ研修とか会議とか、さらに個別的には各館で書架の位置を変えたり、催し物の準備をしたりとか、いろいろありますので、図書館サイドから考えますと、どうしても全館的に休みにしたいというのが1つありまして、これは必要であろうと、図書館としては判断しまして、今回は据置きで、同じ第3木曜日というふうになっております。

**委員長** よろしいですか。では、ほかにないようでしたら、今日の報告事項はすべて承りました。第1回教育委員会定例会はこれで終わりにさせていただきます。

